

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.155

No.155 2019.9.27

■ 労働者性を積極的に判断するカリフォルニア州最高裁判決！

現在、Uber のドライバーなどの「クラウドワーカー」「ギグワーカー」を独立事業主として扱い、労働法の適用を免れようとする働き方が世界的に問題となっています。

カリフォルニア州では、プラットフォームビジネスで働く運転者が、本来であれば労働者と分類されるべきであるのに会社側は独立事業主であると誤分類しているとしてプラットフォーム企業に対してクラスアクションを提起しました。

カリフォルニア州最高裁判所は、2018 年 4 月、労働者性の判断について、従来の判断基準よりも企業に厳しい「ABC テスト」を適用するという判決を下しました。具体的には、企業側が、A) 就業者は、職務遂行に関して、契約上も実際においても企業側のコントロールや指示を受けず自由であること、B) 就業者は、企業側の通常業務の範囲外の業務を行っていること、C) 就業者は常態的に、企業側に対して提供する労務と同じ性質の取引、職務、ビジネスを独立して行っていることの 3 つを立証しなければ、就業者を独立事業主とする、というものです。

■ ギグワーカー等を従業員として扱うように義務づけるカリフォルニア州法が可決！

また、カリフォルニア州議会は、2019 年 9 月、ネットを通じて働くギグワーカーらを独立した請負労働者ではなく、労働者として扱うように企業に義務づける州法案を可決し、州知事も同法案に署名しました。ギグワーカーが、失業保険や最低賃金の対象となります。

日本でもプラットフォームビジネスのもとでの働き方が問題となっています。カリフォルニア州における裁判所の積極的姿勢、または法律による保護は日本でも参考になるものです。

■ 日本労働弁護団第 63 回全国総会には是非ご参加ください！

2019 年 11 月 8 日(金)13 時～9 日(土)12 時、日本労働弁護団第 63 回全国総会を開催します！

今年の総会は、橋本陽子学習院大学教授より、労働者性をテーマにご講演いただく予定です。左記のとおり、現在、クラウドワーカーなどの新しい働き方が注目されているところ、労働者概念を改めて検討することが非常に重要になっています。総会ではご講演を受けて活発に議論したいと思います。

他にも立法・政策問題として、ハラスメント規制に関する法改正、外国人労働者受入に関する入管法改正、解雇の金銭解決制度についても討議します。

労働弁護団会員・労働組合の方はもちろん、それ以外の皆様のご参加もお待ちしています。

◆日 時：2019 年 11 月 8 日(金)～9 日(土)

◆場 所：ホテルグランヴィア岡山

詳細は、日本労働弁護団 HP をご参照ください。

<http://roudou-bengodan.org/topics/3817/>

■ スタディーグループも開催！

また、総会 2 日目午後（11 月 9 日 13 時～15 時）に以下 2 つのスタディーグループを開催します。

- ① 【使用者性講座】労働法上の責任を負うのは誰か
－労働法の使用性について－
- ② 【ハラスメント講座】セクハラ・パワハラ事件の勘所
－実践から学ぶ主張・立証・対応の工夫－

[発信元]

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 4 階
TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790